

## 1 公金の不適正な処理に係る職員の懲戒処分について

### (1) 懲戒処分の内容

ア 処分日	平成 29 年 8 月 23 日 (水)
イ 被処分者	生活安心課 主査 (40 代)
ウ 処分内容	減給 10 分の 1 1 月
エ 監督責任	生活安心課 係長 厳重注意

### (2) 処分の概要

平成 28 年度の「くらし・消費・環境展実行委員会事業交付金」について、平成 28 年 11 月 18 日に公金ではなく自費での立替払い (220,000 円) を行っていた。これは、予算の執行について定めた関係法令に反するものであり、懲戒処分が相当であると判断した。

### (3) 関係法令

#### ・地方自治法第 220 条第 1 項

普通地方公共団体の長は、政令で定める基準に従って予算の執行に関する手続を定め、これに従って予算を執行しなければならない

#### ・島田市財務規則第 68 条第 1 項

主管の長は、前条の規定により、支出伝票を作成し、次に掲げる事項を調査し、相当と認めた場合は、直ちに支出の手続をしなければならない

### (4) 再発防止策

文書により、職員に対して公金の適正な取扱いについて啓発を行いました。今後は、会計処理に係る適正な事務取扱について、より一層徹底するとともに、再発防止に努めていきます。